

# 意見書(医師記入)

あべのげんき学園 園長 殿

園児名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	麻しん(はしか)※
	インフルエンザ※ ●発症日( 年 月 日)
	新型コロナウイルス感染症※ ●発症日( 年 月 日)
	風しん
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)※
	アデノウイルス感染症
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出して下さい。

別紙 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症前24時間から発病後3日程度まで	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症の2日前から発症後10日程度まで	発症した後5日経過し、かつ解熱した後1日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹（ちよう）後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
アデノウイルス感染症	発熱、風邪症状が出現した数日間	発熱、風邪症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

登園までの日数の数え方（インフルエンザ発症例）

	1日 （火曜日）	2日 （水曜日）	3日 （木曜日）	4日 （金曜日）	5日 （土曜日）	6日 （日曜日）	7日 （月曜日）	8日 （火曜日）	注釈
発熱からの数え方	発熱日は含まない	→					登園できる		発熱（発熱）後5日を経過するまで
かつ									
解熱日からの数え方	発熱	発熱	発熱	解熱この日は含まない	1日	2日	3日	登園できる	解熱後3日を経過するまで

この場合登園できる日は、8日（火曜日）となる